

様式5

	社会人入学者		科目等履修生のうち単位習得者		専攻科、別科 社会人入学者	履修証明プログラム 受講者のうち履修証 明書を交付した者
	通信教育 以外	通信教育	通信教育 以外	通信教育		
教務（生涯学習）						2
神 学部	2		6			0
研究科	5		5			0
文 学部	0		6			
研究科	1		0			
社会 学部	2		7			0
研究科	3		2			0
法 学部	0		1			0
研究科	1		0			0
経済 学部	1		1			0
研究科	2		0			0
商 学部	0		1			
研究科	0		0			
理工 学部	-		0			0
研究科	0		0			0
総合政策 学部	0		1			0
研究科	2		0			0
人間福祉 学部	0		1			
研究科	2		1			
教育 学部	0		0			0
研究科	3		0			0
国際 学部	0		1			0
研究科	1		0			0
理 学部	0		0			0
研究科						
工 学部	対象外		対象外			対象外
研究科						
生命環境 学部	0		0			0
研究科						
建築 学部	対象外		対象外			対象外
研究科						
言コミ	2		1			0
司法	5		1			0
IBA	95		71			38
合計	127	0	106	0	0	40

【注】

・以下の私立大学等経常費補助金に関する調査の基準に準じて作成

① 令和3年度に、正規課程（大学は学部及び大学院研究科、短期大学・高等専門学校は学科）に入学した者。ただし、永続的に日本に生活拠点を置かず、一時的な滞在を予定している外国籍の学生については、在留資格にかかわらず、除外。

② 次のⅠからⅢのいずれかに該当する者

Ⅰ. 令和4年4月1日現在で、25歳以上（平成9年4月1日以前に生まれた者）の学部等に入学した者。ただし、大学院研究科に入学した者については、年齢に限らず要件Ⅲを満たす者に限る。

Ⅱ. 令和4年4月1日現在で、25歳未満（平成9年4月2日以降に生まれた者）の学部等に入学し、社会人の定義※に該当する者。

Ⅲ. 令和4年度に大学院研究科（大学院大学の研究科を含む）に入学し、社会人の定義※に該当する者。

※社会人の定義

入学前に次のaからcのいずれかに該当する者であること。

- 職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）
- 給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- 主婦・主夫

「社会人の定義」a及びbには、正規雇用（正規職員、従業員、自営業等）だけでなく、非正規雇用（アルバイト・パート等）も対象とするが、非正規雇用の場合は、学生（生徒）であることが生活の主である場合、対象外とする。ただし、非正規雇用であっても就業しながら定時制（夜間部）、昼夜開講制、第三部、通信制の学校に在籍し、経常的な収入を得ていた場合は対象とする。